

川崎市公告第611号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項により準用する同条第1項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次の事項を公告します。

なお、当該事業計画のうち、都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和8年3月25日までに川崎市長に意見書を提出することができます。

令和8年2月24日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月11日（水）まで

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

（川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで